

令和元年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和元年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 当機構における平成 30 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 1,203 件、契約金額は 4,044 億円である。

競争性のある契約は 592 件（49.2%）、2,825 億円（69.9%）である。平成 29 年度と比較して件数はほぼ横ばい、金額は増加している（件数は 1.9% の増、金額は 19.3% の増）が、金額については、北陸新幹線の工事発注がピークを越えたものの、北海道新幹線、九州新幹線および中央新幹線の工事発注が増加したこと等によるものである。

競争性のない随意契約は 611 件（50.8%）、1,219 億円（30.1%）である。平成 29 年度と比較して件数はやや増加、金額は大きく増加している（件数は 3.9% の増、金額は 54.1% の増）が、件数については、業務システム関係の保守、共有船舶の建造等が増加したこと、金額については、大型の共有船舶の建造が増加したこと、北陸新幹線の工事進捗による設備等の発注によるものである。

なお、平成 29 年度及び平成 30 年度における競争性のない随意契約の内訳は図 1 のとおりであるが、これらはいずれもその性質上、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。

表 1 平成 30 年度の当機構の調達全体像

(単位: 件、億円)

	平成 29 年度		平成 30 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(43.3%) 506	(73.9%) 2,334	(43.6%) 525	(69.5%) 2,809	(3.8%) 19	(20.4%) 475
企画競争・公募	(6.4%) 75	(1.1%) 33	(5.6%) 67	(0.4%) 16	(△10.7%) △8	(△51.5%) △17
競争性のある契約(小計)	(49.7%) 581	(75.0%) 2,368	(49.2%) 592	(69.9%) 2,825	(1.9%) 11	(19.3%) 457
競争性のない随意契約	(50.3%) 588	(25.0%) 791	(50.8%) 611	(30.1%) 1,219	(3.9%) 23	(54.1%) 428
合計	(100%) 1,169	(100%) 3,159	(100%) 1,203	(100%) 4,044	(2.9%) 34	(28.0%) 885

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

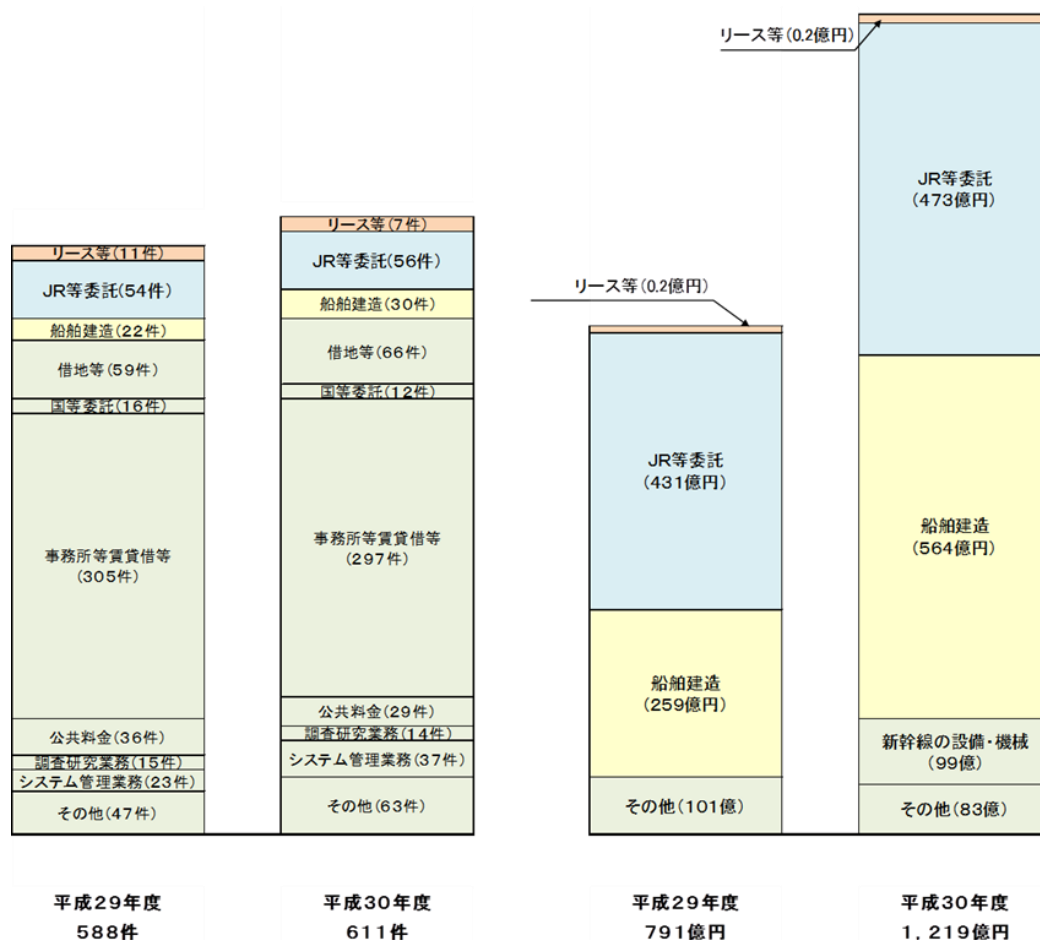
(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。

(注 3) 少額随意契約等は含まない。

図1 平成29年度及び平成30年度における競争性のない随意契約の内訳

【件数ベース】

【金額ベース】



(注) 少額随意契約等は含まない。

(2) 当機構における平成30年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は226件(38.2%)、契約金額は818億円(29.0%)である。

平成29年度と比較して件数、金額とも多くなっている(件数は40.4%の増、金額は38.2%の増)が、件数については、レール関係の貯蔵品や電気、機械装置等、特殊な物品の調達が増えたこと、金額については、新幹線の大型工事で1者応札の割合が増えたことによるものである。

表2 平成30年度の当機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

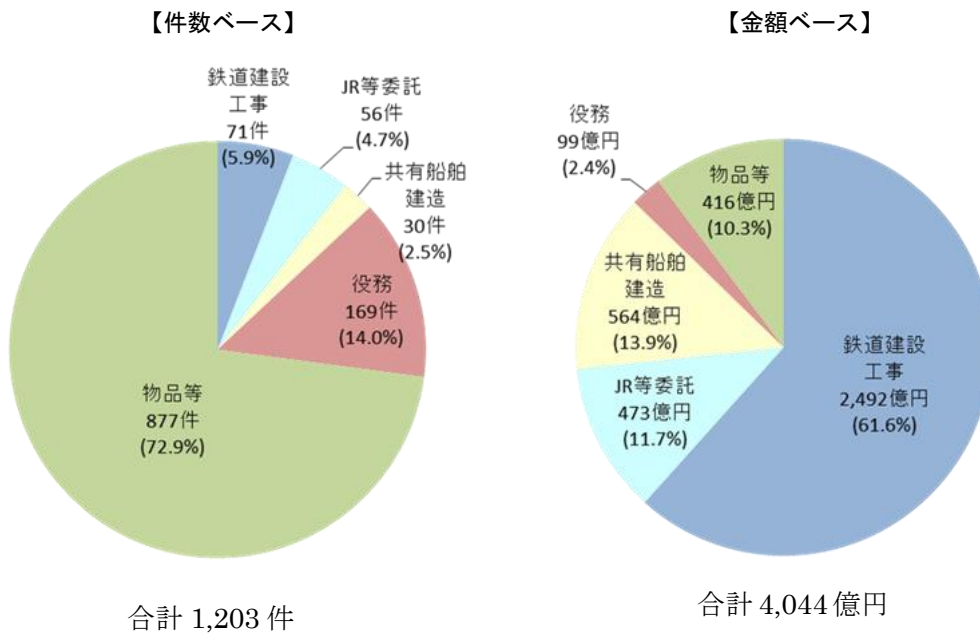
		平成29年度	平成30年度	比較増△減
2者以上	件数	420 (72.3%)	366 (61.8%)	△54 (△12.9%)
	金額	1,775 (75.0%)	2,007 (71.0%)	232 (13.1%)
1者	件数	161 (27.7%)	226 (38.2%)	65 (40.4%)
	金額	592 (25.0%)	818 (29.0%)	226 (38.2%)
合計	件数	581 (100%)	592 (100%)	11 (1.9%)
	金額	2,368 (100%)	2,825 (100%)	457 (19.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成30年度の対29年度伸率である。

(参考) 平成 30 年度契約の件数及び金額の内訳



(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 少額随意契約等は含まない。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記の各分野について、それぞれの状況に即した調達改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 鉄道建設工事に関する調達

① 入札・契約手続の適正化、効率化【当該取組の実施状況(総合評価方式実施率※を含む)】

鉄道建設工事に関する調達では、透明性・公正な競争を確保する観点から一般競争入札を実施する一方で、低価格入札の増加に伴う公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となる中、平成 17 年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の公布・施行を踏まえ、公共工事の品質確保を促進するために総合評価方式の適用を拡大してきた。

令和元年度においては、一般競争入札による鉄道施設に係る建設工事については総合評価方式を実施し、技術提案等の評価について、外部有識者を交えた総合評価審査委員会小委員会において検証を行うことにより、引き続き中立かつ公正な調達に努める。

(参考) 平成 30 年度の当機構の鉄道建設工事の契約件数及び金額 (単位: 件数、%、億円)

平成 30 年度 実績		工事全体 (割合は、下の合計に占める割合)				うち総合評価 (割合は、左の工事全体に占める割合)			
		件数		金額		件数		金額	
			割合		割合		割合		割合
鉄道 施設	一般競争	60	81.1%	2,450(A)	98.3%	60	100.0%	2,450(B)	100.0%
	指名競争	4	5.4%	38	1.5%	0	0%	0	0%
	小計	64	86.5%	2,488	99.8%	60	93.8%	2,450	98.5%
	随意契約	1	1.4%	2	0.1%				
	計	65	87.8%	2,490	99.9%				
鉄道施 設以外	一般競争	9	12.2%	2	0.1%	0	0%	0	0%
合計		74	100%	2,492	100%				

(注1) 金額は当初契約金額である。

(注2) 少額随意契約は含まない。

※一般競争入札による鉄道施設に係る建設工事における総合評価方式実施率 (= (B) / (A))

また、入札・契約手続に関する競争参加者、発注者双方の事務負担軽減のため、過年度より以下の取組を実施しているところ、引き続き効果が見込めることから、以下の取組を継続する。

- ・複数の工事を同時発注する際に各工事に共通した技術資料 1 組のみを提出させる一括審査方式の実施
- ・一部の工事種類における技術提案数の削減
- ・設計図書 of WEB 上ダウンロード化の実施

② 入札の不調対策【当該取組の実施状況】

昨今の入札不調の発生状況に鑑み、競争参加者の確保を図るため、事業者等が競争参加に際し、技術者の配置計画を一層詳細に策定できるよう、過年度より以下の取組を実施しているところ、引き続き効果が見込めることから、以下の取組を継続する。

- ・年度ごとに公表している発注見通しにおける工事概要の詳細化
- ・極めて専門性が高い軌道・電気・機械・建築工事において、各系統の設備概略図及び複数年分の発注計画を公表

③ 個別路線の取組み【当該取組の実施状況】

個別路線のコスト縮減については、路線の特性、工事の進捗状況を踏まえ、過去の縮減事例を参考にしつつ、その時点で有効な方策に取組むよう努力する。

例えば以下の事例が考えられる。

- ・トンネル掘削時の発生土の搬出先の選定にあっては、既存・既定の土捨場のみならず、自治体や周辺公共工事との連携等を確保し、より条件のよい土捨環境をもとめ、土捨てに係るコスト縮減に努める。
- ・トンネル工事において、従来よりも安価な吹付コンクリート材料の使用により、トンネル工事費のコスト縮減に努める。
- ・軌道工事で使用する作業基地の確保に当たっては、必要とする面積や場所を十分検討の

上、先行している土木工事の作業ヤードを継続し有効活用できるよう調整を行い、軌道基地整備費用の縮減に努める。

(2) 情報システム関係に関する調達

情報システム関係に関する調達としては、①情報ネットワークシステム管理業務（サポートデスク業務）、②パソコン・サーバ調達、③ソフトウェア調達、④各種業務システムの開発・保守の調達がある。

情報システム関係に関する調達においても、競争性及び品質の確保、効率的な調達及びコスト縮減を図るため、下記の事項に取り組むこととする。

① サポート業務の本社一括調達【当該取組の実施状況】

これまでは、本社及び各地方機関毎にサポート業務契約を調達してきたが、契約手続きの効率化とIT統制の観点から、令和元年度の調達について、平成30年度に作成した仕様書等を基に本社一括調達を実施する。

② CADソフトの本社一括調達【当該取組の実施状況】

CADソフトについては、平成30年度に全国的に使用状況の調査分析が行えるネットワーク版を調達し使用状況の調査分析を行っている。令和元年度は調査分析結果を踏まえ、適正なライセンス数により本社一括調達を実施する。

③ 各種業務システムに関する情報システム兼情報セキュリティアドバイザー（CIO補佐官）による検討・評価【当該取組の実施状況】

当機構の業務システムは多岐に亘るが、毎年の保守業務に加え、改修・開発業務を行っており、必要となる経費も大小様々である。改修等の必要性についてCIO補佐官による検討・評価を引き続き実施することにより、業務システムコストの効率化を目指す。

(3) 電子複写機等の本社一括調達【当該取組の実施状況】

複写サービス及びプリントサービス提供業務契約については、一括調達を実施することで、事務の効率化を図るとともに、より経済的な調達を実現することを目的としており、平成29年度から令和6年度にかけて、各地方機関の賃貸借契約期間を考慮したうえで、順次一括契約の対象拠点を増やしているところ、令和元年度は関東甲信工事局の12台を対象として本社にて調達を進めることとする。

(4) 一般競争入札による電気調達の試行【当該取組の実施状況】

電気調達については、これまでは供給を受ける地域に事業者（旧一般電気事業者）が一つであったため、随意契約方式により契約を締結してきたが、改正された電気事業法により、旧一般電気事業者以外の者からも電力を調達することが可能となったことから、令和元年度より機構が直接契約している一部事務所の電気調達においては、競争性の確保及びコスト縮減のため一般競争入札を試行する。

(5) その他継続的な取組み【当該取組の実施状況】

契約監視委員会等により、引き続き、競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった案件を中心に点検、見直しを行う。

なお、一者応札・応募案件については、公告期間の拡大、入札参加資格要件の緩和のほか、

必要に応じて、資料の交付を受けたものの入札に参加しなかった者に参加しなかった理由のヒアリングを実施し、入札参加資格要件の見直し等を検討するなど、引き続き一層の競争性の確保に努める。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1）随意契約に関する内部統制の取組み【当該取組の実施状況】

競争性のない随意契約の新規案件については、引き続き、契約事務規程等に基づき適切に事務を行うとともに、契約監視委員会において、随意契約事由及び契約価格の妥当性について事後に点検を受けることとする。

（2）不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組み【当該取組の実施状況】

北陸新幹線の融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等の反省に立ち、調査報告書（平成26年9月26日機構公表）にある再発防止対策の内容に沿って、入札談合等関与行為等の再発防止に取り組む。

具体的には、以下の講じた再発防止対策の運用状況についてのフォローアップを継続し、運用状況を踏まえた見直しを行うことで、引き続き入札談合等関与行為等の再発防止に徹底的に取り組む。

- ・ 契約業務研修の充実
- ・ 入札・契約監視機能の強化
- ・ 入札契約手続きの見直し
- ・ 情報管理の徹底

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。

主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

（1）推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、副理事長を委員長とする入札・契約制度検討委員会により調達等合理化に取り組むこととする。

第1委員会【物品等】

委員長 副理事長

委員長代理 理事長代理

委員 理事（総務・企画担当）、理事（経理・資金担当）、理事（建設計画担当）、監査・事業監理統括役、審議役（鉄道建設事務担当）、総務部長、企画部長、経理資金部長、事業監理部長

第2委員会【工事及び役務】

委員長 副理事長

委員 理事（総務・企画担当）、理事（経理・資金担当）、理事（建設計画担当）、理事（新幹線担当）、渉外・用地統括役、監査・事業監理統括役、工務・建設統括役、審議役（鉄道建設事務担当）、審議役（鉄道建設技術担当）、総務部長、経理資金部長、事業監理部長、技術企画部長、設計部長、用地部長、設備部長、電気部長、新幹線部長、工務部長、建設部長、国際部長

なお、委員会は上記に掲げる者のほか、必要があるときは臨時に委員を置くことができることとする。

（2）契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（競争性のない随意契約の新規案件、一者応札・応募案件、2か年度連続の一方応札・応募案件、一定の関係を有する法人の一方応札・応募案件及び公益法人に対する支出）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当機構のホームページにて公表するものとする。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。